

令和 3 年度

瑞穂町公共下水道業務継続計画
(感染症対策編)

計 画 書

令和 4 年 1 月

瑞穂町 都市整備部 都市計画課

= 目 次 =

第 1 章 基本方針	1
1-1. 下水道B C P（感染症対策編）の策定趣旨と目的	1
1-2. 下水道B C P（感染症対策編）の位置づけ	3
1-3. 基本方針	6
1-4. 下水道B C P（感染症対策編）の策定体制と運用体制	8
第 2 章 非常時対応の基礎的事項の整理	11
2-1. 被害想定	11
2-2. 発生段階	13
2-3. 物資・サービス確保	17
2-4. 情報連絡体制	20
第 3 章 非常時対応計画	22
3-1. 発生時優先業務の選定	22
3-2. 人員計画	28
第 4 章 感染防止対策計画	37
4-1. 職場内感染対策	37
4-2. 発症者への対応	38
第 5 章 訓練・維持改善計画	39
5-1. 教育・訓練	39
5-2. 点検・改善	39
第 6 章 計画策定の根拠とした調査・分析・検討の整理	40

第1章 基本方針

1-1. 下水道BCP（感染症対策編）の策定趣旨と目的

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。」と定義されている。その他、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症を含めた感染症の総称が「新型インフルエンザ等感染症」とされている。新型インフルエンザ等感染症の感染経路は特定できないが、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによっておこる「飛沫感染」、ウイルスが付着したものに触れた後に目、鼻、口などに触れることで、粘膜・結膜などを通じて感染する「接触感染」、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子となり空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する「空気感染」の3つが感染経路とされている。基本的には、通常の季節性インフルエンザと同様に「飛沫感染」、「接触感染」の2つを想定した対策を講じる必要があると考えられている。

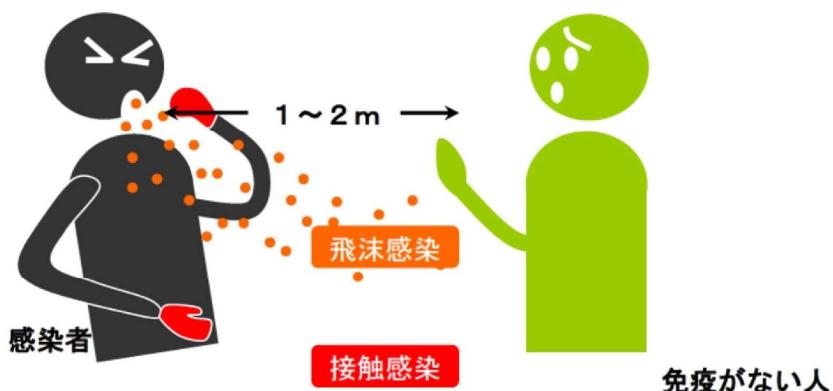


図 1-1-1 新型インフルエンザの主な感染経路

【出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン
平成26年3月31日 P.20】

2019年12月に中国の湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が確認され、2020年1月には日本で発生が確認される等、世界各地に感染が広がった。その感染対策として、外出の自粛や休業措置、ワクチンの開発等が世界各地で進められ、感染抑制の効果を一時的に見せることもあるが、ウイルス確認当初よりも感染力が強く重症化しやすい可能性のある変異株や、ワクチンが効きにくい可能性がある変異株の出現もあり、封じ込めが難航している。

従来では新型インフルエンザ等感染症の流行期間は8週間程度を順次繰り返し、ピーク時は2週間と予想されてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期間は

長期化している。その影響として、個人消費を中心とした大幅な内需の減少、り患者増加に伴う医療機関への負担増加等が表れ、感染予防・対策を継続して徹底的に行う一方で、通常事業を継続することが求められた。また、感染防止のため、東京を中心として、時差出勤とテレワークが大きく普及したが、IT化の遅れや慣行の見直しといった課題も見つかった。

下水道B C P（感染症対策編）は、新型インフルエンザ等感染症発生が予見される・発生している状況下において、継続して実施すべき通常業務のほか、新型インフルエンザ等感染症対策に関する業務を整理し、必要となる職員の確保・配分等について定め、一定水準のレベルの業務を継続できるように策定する。

なお、下水道B C P（感染症対策編）は新型インフルエンザ等感染症を対象事象とし、大規模地震、水害を対象事象とした下水道B C Pは「瑞穂町公共下水道事業業務継続計画（地震・水害編）」に示す。

1-2. 下水道B C P（感染症対策編）の位置づけ

下水道B C Pは災害発生により下水道機能が低下した場合であっても、下水道業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期回復させることを目的とした計画である。

（1）下水道B C P（地震・水害編）との関係

地震や水害等の自然災害を対象事象にした下水道B C P（地震・水害編）と、新型インフルエンザ等感染症を対象事象にした下水道B C P（感染症対策編）では、「限られたリソースのなかで事業を継続する」という目的は共通しているが、自然災害を対象事象にした場合は、突発的に発生した災害から短期間で復旧することに主眼をおき、新型インフルエンザ等感染症を対象事象にした場合は、新型インフルエンザ等感染症が発生している時期においても通常業務のうち停止できない中核的な業務を継続し、社会的サービスを維持することを主眼としている。表1-2-1、図1-2-1に地震災害のB C Pと新型インフルエンザ等感染症のB C Pの役割の違いを示す。

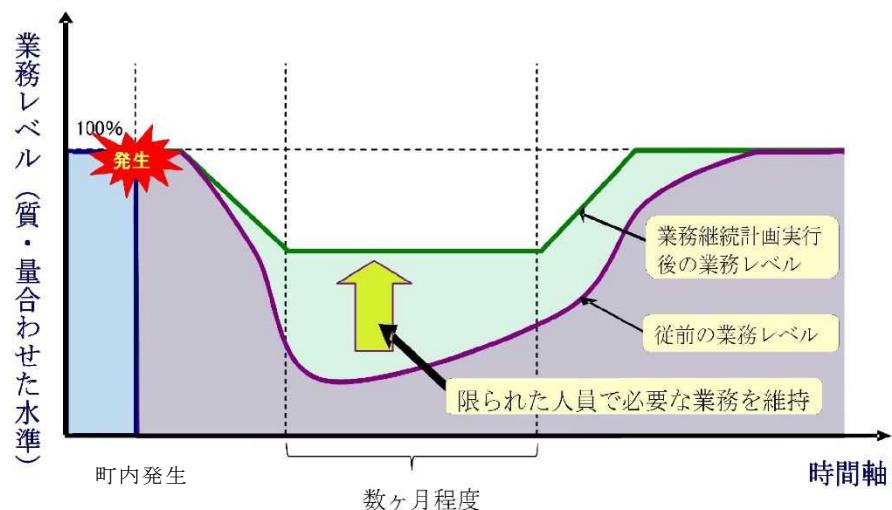
表1-2-1 地震災害のB C Pと新型インフルエンザ等感染症のB C Pの役割の違い

項目	地震災害	新型インフルエンザ等感染症
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

【出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

平成26年3月31日 P.2】

新型インフルエンザ



震 災

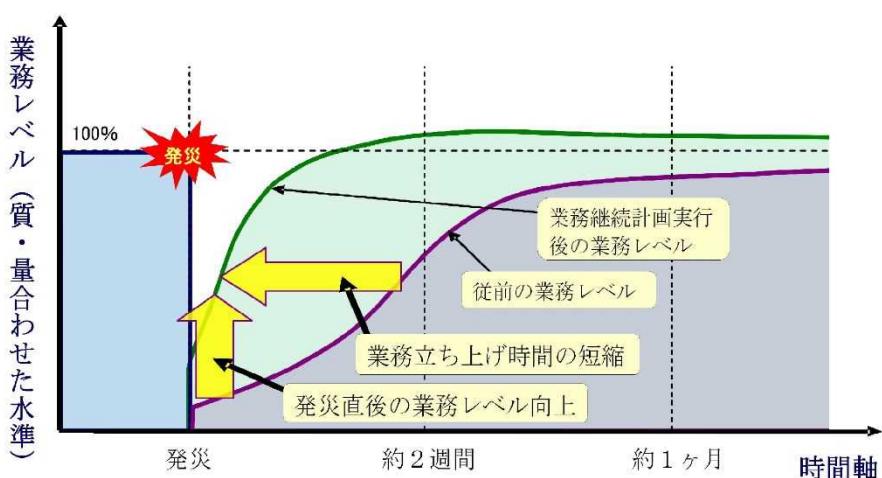


図 1-2-1 発災後の業務レベルの回復概念図

なお、自然災害と新型インフルエンザ等感染症が同時期に発生することも考慮し、同時期発生時の業務留意事項は下水道 B C P (感染症対策編) に整理する (P. 35 参照)。

(2) 新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

瑞穂町では平成 26 年 12 月に「瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「瑞穂町行動計画」という。）」を策定している。瑞穂町行動計画は瑞穂町の新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、以下の 2 点を主たる目的としている。

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
- ・町民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

瑞穂町行動計画では被害を想定し、対策をたてているが、B C P と異なり、対策における人員やモノのリソースの制約、業務の優先順位は検討されていない。表 1-2-2 に下水道 B C P と行動計画との違いを示す。

表 1-2-2 下水道 B C P と行動計画の違い

項目	下水道 B C P (感染症対策編)	瑞穂町行動計画
通常業務の分類（継続、縮小、休止の分類）	○	—
新型インフルエンザ等対策業務の設定	○	○
感染症拡大防止対策の作成	○	○
訓練・維持改善計画の作成	○	—

1-3. 基本方針

新型インフルエンザ等感染症が発生した場合、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるように適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。一方で、新型インフルエンザ等感染症の発生時は、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため、休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。したがって、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより、真に必要な業務に集中させが必要となる。「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成 26 年 3 月 31 日」では、以下を業務継続の基本方針としている。

- 強化・拡充業務^{*1}については、優先的に実施
- 一般継続業務^{*2}については、適切に継続
- 発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小または中断し、人員を発生時継続業務に投入
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 新型インフルエンザ様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得および外出自粛の徹底を要請
- 患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請
- 発生時継続業務については、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成 26 年 3 月 31 日 P.8

一部追記

※1：新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、または業務量が増加するもの

※2：最低限国民の生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの

瑞穂町の全庁的な業務継続計画は地震編のみであり、新型インフルエンザ等感染症を対象事象とした業務継続計画は策定されていないため、下水道B C P（感染症対策編）は「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成26年3月31日」および「瑞穂町行動計画」を参照し、基本方針を以下のとおりとする。

下水道B C P（感染症対策編）基本方針

- 新型インフルエンザ等対応業務^{※1}を最優先で実施する。
- 選定された通常業務を適切に継続する。
- 発生時実行業務^{※2}を実施時は感染対策を徹底し、最低限の人員で実行できるように計画をたてる。
- 発生時優先業務以外の業務は一時的に縮小や延期、感染拡大につながる業務は極力中止する。

※1：新型インフルエンザ等感染症の発生により新たに発生し、または業務量が増加するもの

※2：新型インフルエンザ等対応業務と継続して行う通常業務のこと

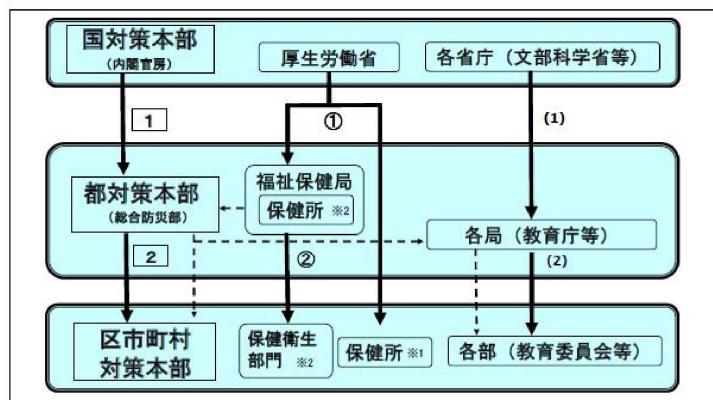
1-4. 下水道BCP（感染症対策編）の策定体制と運用体制

下水道BCP（感染症対策編）を運用していくためには、責任者を決定し、都市整備部全体で策定する体制の構築が必要となる。また、実際の非常時の対応（新型インフルエンザ等対応業務、優先継続業務の実施時）には、関連行政部局や民間企業等との調整が不可欠であるため、平時より関係者と調整を行うことが重要となる。

（1）瑞穂町体制

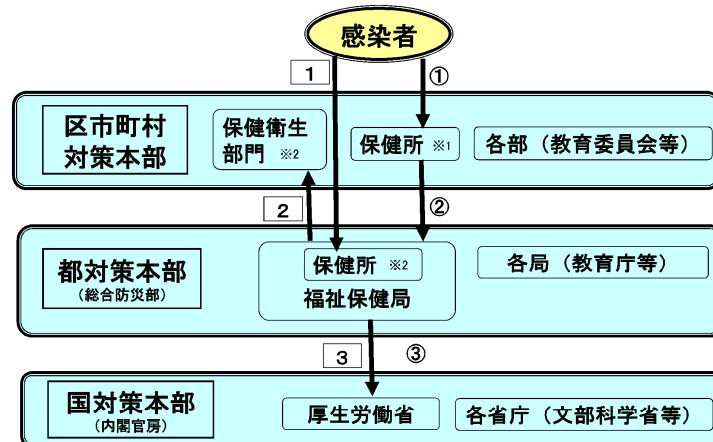
瑞穂町行動計画において、国および都からの情報は、平常時と同様、保健衛生担当および教育委員会といった部門ごとに複数の経路で提供されるため、それぞれの部門がどのような情報を保有しているかを確認し、情報の共有化を図る必要があり、必要に応じて会議を開催するとしている。

＜新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）＞



出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

＜新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ＞



出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(2) 下水道関連課体制

表 1-4-1 に都市整備部における下水道 B C P (感染症対策編) の策定体制と平時の運用体制、表 1-4-2 に関連行政および民間企業等を示す。

表 1-4-1 下水道 B C P (感染症対策編) の策定体制と平時の運用体制

区分	役職名	役割	
最高責任者	都市整備部長 (下水道課長)	平時	・下水道 B C P の策定及び運用の全体統括、意思決定
		非常時	・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	下水道課長 (工務係長)	平時	・下水道 B C P の策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
		非常時	・職員等の参集状況、安否確認 ・都、流域下水道本部等への支援要請
下水道事業 担当者	工務係長 (業務係長)	平時	・下水道 B C P 策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・実務責任者の補佐 ・訓練の企画及び実施
		非常時	・関連部局及び民間企業との連絡調整
	下水道課・ 都市計画課※職員	上記業務への協力、応援	

※非常時・責任者が必要と判断した場合は、都市計画課職員に協力、応援を求める。

※本改定で記載した部署名等は、令和 4 年 4 月 1 日に施行される組織改正に基づいたもの。

表 1-4-2 関連行政部局および民間企業等

区分	名称		TEL
関連行政部局	東京都下水道局 流域下水道本部 技術部 計画課 下水道指導担当		042-527-4836
	東京都水道局青梅サービスステーション		0428-20-5312
	(公財) 東京都都市づくり公社 (下水道部)		042-686-1601
	〃 下水道事業所西多摩支所		0428-30-7344
	相武国道事務所		042-643-2001
	〃 八王子国道出張所		042-645-5562
	西多摩建設事務所		0428-22-7210
	〃 福生工区		042-551-6420
民間企業	駒形汚水中継ポンプ場維持管理委託業者		
	下水道維持管理業者		
	し尿処理業者		
	町指定下水道工事店 (町所在地事業者)		
	町内建設業者		
	町重油取扱店		
	電力会社	東京電力 (株) カスタマーセンター	0120-995-662
	電話会社	(株) NTT 東日本一東京サービス運営部 フィールドサービスセンター運営担当	042-528-4605
保健衛生 関連部局	ガス会社	武陽ガス	042-551-1621
	瑞穂町保健センター		042-557-5072
	東京都西多摩保健所		0428-22-6141

第2章 非常時対応の基礎的事項の整理

2-1. 被害想定

新型インフルエンザ等感染症の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。「政府行動計画」では、科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、以下のように被害を想定している。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- ・入院患者数及び死者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死者数の上限は約64万人となると推計。
- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。
- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）ため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【出典：政府行動計画 平成29年9月12日（変更）P.8～9 抜粋】

瑞穂町行動計画では想定する被害を次のとおり定めている。

＜瑞穂町の流行規模・被害想定＞（ ）は都民

（1）り患割合 町民の約30%がり患

（2）患者数 10,160人（3,785,000人）

（3）健康被害

①流行予測による被害

ア 外来受診患者数 10,160人（3,785,000人）

イ 入院患者数 780人（291,200人）

ウ 死亡者数 40人（14,100人）

（インフルエンザ関連死者数）※

②流行予測のピーク時の被害

ア 1日新規外来患者数 130人（49,300人）

イ 1日最大患者数 1,000人（373,200人）

ウ 1日新規入院患者数 10人（3,800人）

エ 1日最大必要病床数 70床（26,500床）

【出典：瑞穂町行動計画 P6】

政府行動計画では全人口の約25%がり患し、職員の欠勤率は最大40%と予想しているが、瑞穂町行動計画では町民の約30%がり患し、職員の欠勤率は最大40%と予想している。これより、下水道BCP（感染症対策編）における想定被害は表2-1-2のとおりとする。

表2-1-2 想定する被害（下水道BCP（感染症対策編））

項目	被害想定
対象とする感染症	・感染症法第6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ・感染症法第6条7項に規定する新感染症 (上記2つをあわせて以下、「新型インフルエンザ等」という)
流行期間	8週間
感染のピーク期間	2週間
職員の出勤率	60%

2-2. 発生段階

新型インフルエンザ等は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた業務方針を定めておくことが必要である。

国全体での発生段階の移行については、WHOが公表する情報を参考しながら、海外や国内の発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定している。

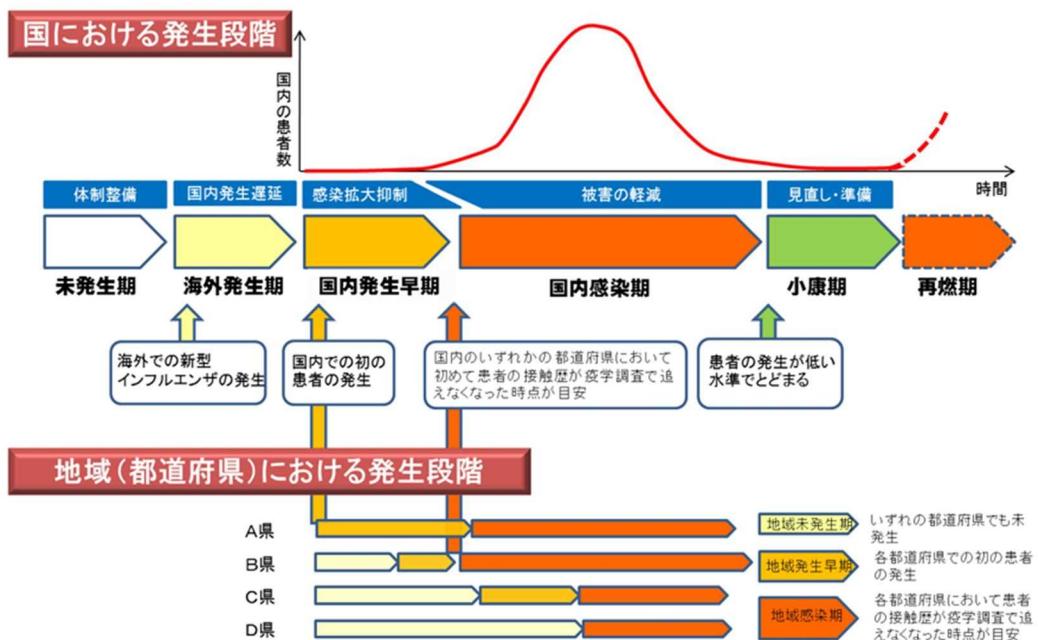
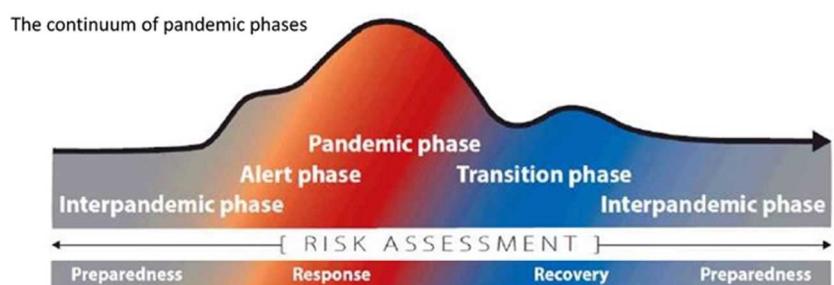


図 2-2-1 国および地域（都道府県）における発生段階

【出典：政府行動計画 平成 29 年 9 月 12 日（変更） P26】



- パンデミックとパンデミックの間の時期(Interpandemic phase)：
新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。
- 警戒期(Alert phase)：
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。
- パンデミック期(Pandemic phase)：
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。
- 移行期(Transition phase)：
世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

図 2-2-2 WHO のパンデミックインフルエンザフェーズ

【出典：WHOにおける新型インフルエンザのパンデミックフェーズ改定に伴う
新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更について 参考資料 4 P2】

瑞穂町行動計画も東京都行動計画に準じた 6 つの発生段階に分類し、各段階に対応した対策を講じていくこととしている。瑞穂町行動計画における発生段階を、表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者数が減少し、低い水準でとどまっている状態

【出典：瑞穂町行動計画 P. 7】

下水道 B C P（感染症対策編）においても、瑞穂町行動計画と同じ発生段階を用いて検討する。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の場合は、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会により、感染状況に応じて必要な対策を実施する目安の指標として4つの「ステージ」が設定された。また、感染症患者向けの病床および宿泊療養施設を計画的に確保していくために定める段階として「フェーズ」が取り入れられ、都道府県別に国内の実績から患者の推計を行い、フェーズごとの必要な病床数が設定された。

表 2-2-2 4つのステージ（新型コロナウイルス感染症）

ステージ	状態		対応策
ステージ1	感染散発	感染者が散発的に発生	3密回避など基本的な感染予防の徹底
ステージ2	感染漸増	感染者が徐々に増加 医療提供体制への不可が蓄積	
ステージ3	感染急増	感染者が急増 医療提供体制に支障	イベント開催の見直しなど
ステージ4	感染爆発	爆発的な感染拡大が起き医療体制が機能不全に	緊急事態宣言



図 2-2-3 フェーズが4段階の場合のイメージ

【出典：今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

令和2年6月19日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 別紙1】

A市行動計画の基準と新型コロナウイルス感染症の4つのステージを比較した場合、国内発生早期がステージ1、国内感染期がステージ2～ステージ3、県内・市内感染期がステージ3～ステージ4であると考えられる。新型インフルエンザ等の種類により、対応方法が異なることから、下水道BCP（感染症対策編）では、A市行動計画の発生段階を参照し、表2-2-3のとおり発生段階を定義する。参考として、新型コロナウイルス感染症時に適用していた、ステージを記載する。

表2-2-3 発生段階（下水道BCP（感染症対策編））

発生段階		状態	ステージ（参考）
A市行動計画	下水道BCP (感染症対策編)		
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	ステージ1
		国内のいざれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態	ステージ2～3
国内感染期	県内・市内 まん延期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（国内感染期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期） まん延防止等重点措置期間中	ステージ3～4
	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（国内感染期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期） 緊急事態宣言期間中	ステージ4
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

2-3. 物資・サービス確保

業務継続のためには、人員とともに事業継続に必要な物資・サービスの確保が必要になる。通常業務の遂行に必要となるもののほか、感染拡大防止対策のために必要な物資や、人員計画上テレワークを取り入れる場合には、必要な機器をそろえておく必要がある。このため、業務ごとに必要な物資・サービスをリストアップし、調達先が休業する事態を考慮して、不足すると支障を来す物資については、多めに備蓄しておく、もしくは、複数調達先と事前に協議し、確保に努めることが望ましい。

表 2-3-1 に必要物資・サービス確保の取り組み例を示す。

表 2-3-1 必要物資・サービス確保の取り組み例

活動項目	必要物資・サービス例	確保のための取組み例
通常業務（特に確保しないと支障を来すもの）	<ul style="list-style-type: none">・燃料・整備部品等運行に必要不可欠なもの・情報システム・清掃・警備	<ul style="list-style-type: none">・備蓄量の増加・調達・委託先に対する事業継続の取り組み要請・代替事業者との事前協議
感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none">・マスク・消毒液等	<ul style="list-style-type: none">・備蓄量の増加
テレワーク・在宅勤務	<ul style="list-style-type: none">・モバイルPC・PC用データ通信機器	<ul style="list-style-type: none">・機密性の高い業務に限定し 必要数量を新規購入

【出典：事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き 平成22年3月
国土交通省危機管理室 P.17】

後述の「第3章 非常時対応計画」に示すとおり、都市整備部下水道課の通常業務のうち継続中の工事および包括委託で実施中の維持管理に係る進捗管理や監督、下水道施設の定期点検や保守業務、各種問い合わせ対応を継続して行う。したがって、これらに関連する委託会社との連携や、物資は常備しておく必要がある。瑞穂町の場合、日常の維持管理業務に必要な資機材は委託先にて手配を行う。したがって、通常業務に必要な資機材としては、災害時対応に必要な資機材と同様であるため、通常業務に必要な資機材は下水道BCP（地震・水害編）の資機材一覧に示す。

また、感染拡大防止対策として、在宅勤務やWeb会議を行う場合、そのための設備も必要となる。表2-3-2に感染拡大防止対策に必要な備品を示す。

表 2-3-2 拡大防止対策に必要な備品

品名	所有数量	単位	必要数量	単位	備考
Web会議システム	庁内共有	台	1	台	
在宅勤務用PC	未導入	台	—	台	
不織布マスク	80	枚	200	枚	
消毒用アルコール (濃度70%以上95%以下のエタノール)	庁内共有	L	2	L	手指の消毒用
液体せっけん	庁内共有	個	2	個	
うがい薬	—	個	2	個	
ゴム手袋	各自所有	枚	15	枚	
ゴム手袋（使い捨て）	—	枚	250	枚	管路施設点検時使用想定
加湿器	—	台	—	台	
湿度計	—	台	1	台	
体温計	庁内共有	台	1	台	
非接触型体温計	庁内共有	台	1	台	
窓口用フィルム	庁内共有	枚	—	枚	
アクリル板	庁内共有	台	—	台	
次亜塩素酸ナトリウム溶液(濃度0.05%)	庁内共有	箱/20L	1	箱/20L	設備や器具の消毒用
洗浄剤（界面活性剤含む）	—	本	2	本	清掃用
保護メガネ	—	個	10	個	管路施設点検時使用想定
フェイスシールド	—	枚	130	枚	管路施設点検時使用想定
防護服	—	着	—	着	管路施設点検時使用想定

※必要数の算出根拠は資料編 P. 36 に示す

維持管理業務を中心として、業務の一部を外部へ委託している。新型インフルエンザ等発生時に、継続する業務について委託先休業時の対応策を表 2-3-3 に整理した。

表 2-3-3 対象サービスおよび対応策

対象サービス	委託先	委託先休業時の対応策
公営企業会計システム	資料編 P. 34～35 に示す	<ul style="list-style-type: none">・委託先にて代理会社をたてる・遠隔での対応方法の確認
下水道台帳システム・固定資産台帳システム		
多摩水道料金等ネットワークシステム		
受益者負担金システム		
下水道積算システム		
駒形汚水中継ポンプ場維持管理		

2-4. 情報連絡体制

実効的な B C P を策定し、発動時に円滑に対応するためには、策定時・発動時双方において、関係者との情報共有・意見交換・調整等（以下「リスクコミュニケーション」という。）を実施することが重要である。

策定時においては、関係者と業務継続における取組内容の調整、新型インフルエンザ等発生時には関係者へ感染防止対策の要請や業務継続方針について理解を得ることが必要になる。

表 2-4-1 にリスクコミュニケーションの例、表 2-4-2 に下水道 B C P（感染症対策編）の発生段階別リスクコミュニケーションを示す。

表 2-4-1 リスクコミュニケーション例

相手方	具体例	平素（B C P 策定時）	緊急時（B C P 発動時）
社内	従業員	・業務分類・人員計画等の対策の調整と共有	・対策の共有、対策実施上の問題点等の意見交換
政府・監督官庁・自治体等	内閣官房・厚労省・国交省・関係自治体・保健所・感染症研究所等	・政府等の対策等の情報収集、意見交換、要望等	・海外・国内での発生情報や政府等の対策等の情報収集等 ・政府指示・要請に基づく対応
協力会社	グループ会社、共同運行会社、（鉄道の）相互乗入れ会社等	・運行方針や事業縮小等についての協議 ・連絡体制の整備	・事業縮小等連携して対応 ・感染状況や事業継続の状況を随時情報交換
顧客	旅客、荷主、運行依頼者、地域住民、自治体等	・運行方針や事業縮小等についての協議	・感染防止対策の呼びかけ ・運行状況（予定）等の公表 ・問合せ、苦情対応
取引先・委託先	金融機関、整備業者、燃料業者、清掃業者、飲食業者等	・事業継続の取組みの要請 ・発生時の対応等の協議 ・連絡体制の整備	・感染防止対策の呼びかけ ・感染状況や事業継続の状況を随時情報交換
その他利害関係者	関連する他の交通機関、旅行業者・物流事業者・港湾事業者等	・事業縮小や発生時の対応について情報交換等	・運行状況（予定）等の公表 ・事業の状況・顧客の動向等の情報交換

【出典：事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き 平成 22 年 3 月
国土交通省危機管理室 P. 20】

表 2-4-2 発生段階別リスクコミュニケーション

関係先	発生段階								
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期			
国・都	・国、都の方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・海外や国内での発生情報や政府等の対策等の情報収集等 ・国、都の指示の確認、それに対する対応 			<ul style="list-style-type: none"> ・海外や国内での発生情報や政府等の対策等の情報収集等 ・国、都の指示の確認、それに対する対応 ・対策実施上の問題点等の意見交換 				
町（対策本部）	・町の方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・町の方針や指示内容の確認、それらに対する対応 ・り患者発生時の体制の確認 ・職員の健康状態の報告 ・町全体状況の情報収集 ・職員不足時の代替要員確保に関する協議 			<ul style="list-style-type: none"> ・町の方針や指示内容の確認、それらに対する対応 ・職員の健康状態の報告 ・町全体状況の情報収集 ・対策実施上の問題点等の意見交換 				
職員	・業務分類、人員計画等の対策の調整と共有 ・対策の共有、対策実施上の問題点等の意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・町の対策方針の共有、それらに対する対応 ・業務分類、人員計画等の対策の調整と共有 ・対策の共有、対策実施上の問題点等の意見交換 ・感染拡大防止対策実施の呼びかけ 			<ul style="list-style-type: none"> ・町の対策方針の共有、それらに対する対応 ・対策実施上の問題点等の意見交換 				
委託先・取引先	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続方針や縮小方針についての協議 ・発生時の対応等の協議 ・連絡体制の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・業務縮小等に関連した対応 ・感染拡大防止対策実施の呼びかけ ・感染状況や業務継続状況を随時情報交換 			・対策実施上の問題点等の意見交換			
顧客（町民）	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務に関する今後の対応方針のお知らせ ・問い合わせ対応 								
その他関係先	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策実施の呼びかけ ・感染状況や業務継続状況を随時情報交換 								

第3章 非常時対応計画

3-1. 発生時優先業務の選定

(1) 通常業務

発生段階別に通常業務の継続、縮小、停止を整理した。以下に発生段階別の対応業務、縮小・停止する業務内容を示す。出勤率は後述の「3-2. 人員計画」に算定根拠を示す。

表 3-1-1 発生段階別対応業務（通常業務）

業務内容	発生段階					
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
	出勤率					
	100%	100%	100%	100%	60%	100%
業務係	下水道事業会計の予算及び決算に関すること	○	○	○	○	○
	公共下水道受益者負担金に関すること	○	○	○	○	○
	公共下水道の使用料に関すること	○	○	○	○	○
	流域下水道に関すること	○	○	○	○	○
	水洗便所改造資金融資あっせん等に関すること	○	○	○	○	○
	課内の庶務に関すること	○	○	○	○	○
工務係	公共下水道の計画及び調査に関すること	○	○	○	○	○
	公共下水道の認可、申請等に関すること	○	○	○	○	○
	公共下水道工事の施行に関すること	○	○	○	○	△
	排水設備に関すること	○	○	○	○	△
	指定下水道工事店に関すること	○	○	○	○	○
	水洗化の普及に関すること	○	○	○	○	×
	公共下水道の維持管理に関すること	○	○	○	○	△
	下水道台帳の整備保管に関すること	○	○	○	○	○

○：継続業務 △：縮小業務 ×：停止業務

表 3-1-2 縮小・停止業務（通常業務）

業務内容		縮小業務	停止業務
業務係	下水道事業会計の予算及び決算に関すること	—	—
	公共下水道受益者負担金に関すること	—	—
	公共下水道の使用料に関すること	—	—
	流域下水道に関すること	—	—
	水洗便所改造資金融資あっせん等に関すること	—	—
	課内の庶務に関すること	—	—
工務係	公共下水道の計画及び調査に関すること	—	—
	公共下水道の認可、申請等に関すること	—	—
	公共下水道工事の施行に関すること	(感染状況に応じて、現場の安全措置を行い一時中断)	—
	排水設備に関すること	排水設備検査業務	—
	指定下水道工事店に関すること	—	—
	水洗化の普及に関すること	—	水洗化促進業務
	公共下水道の維持管理に関すること	ポンプ場点検業務・水質検査業務	—
	下水道台帳の整備保管に関すること	—	—

※縮小・停止業務については、相手方や現場の状況により縮小・停止ができない場合がある。

(2)新型インフルエンザ対応業務

発生段階別に新型インフルエンザ対応業務を整理した。

表 3-1-3 発生段階別対応業務（新型インフルエンザ業務）

業務内容		発生段階					
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
		出勤率					
		100%	100%	100%	100%	60%	100%
感染防止対策	・従業員の健康状態の把握	—	○	○	○	○	○
	・職場における感染防止対策	—	○	○	○	○	○
下水道事業会計の予算及び決算に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道受益者負担金に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道の使用料に関すること	・使用料金支払いの延期について検討、手続き	—	—	—	○	○	—
流域下水道に関すること		—	—	—	—	—	—
水洗便所改造資金融資あっせん等に関すること		—	—	—	—	—	—
課内の庶務に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道の計画及び調査に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道の認可、申請等に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道工事の施行に関すること		—	—	—	—	—	—
排水設備に関すること		—	—	—	—	—	—
指定下水道工事店に関すること		—	—	—	—	—	—
水洗化の普及に関すること		—	—	—	—	—	—
公共下水道の維持管理に関すること		—	—	—	—	—	—
下水道台帳の整備保管に関すること		—	—	—	—	—	—

○：新型インフルエンザ対応業務

【参考例 A市】

A市BCPでは、県内感染期において、欠勤率最大40%の状態が2週間程度続くと想定している。発生時の優先業務の評価基準を表3-1-4、発生段階ごとの業務比重イメージを図3-1-1に示す。

表3-1-4 業務の評価基準および参考例

優先度	発生時優先業務	新型インフルエンザ対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・A市新型インフルエンザ等対策行動計画で取り組むこととされている業務（新型インフルエンザ発生により、新たに発生若しくは業務量が増加するもの） <p>【例】新型インフルエンザ対策本部の運営、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種など</p>
		国民生活国民経済安定業務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活・国民経済安定分野の事業実施者として、国民生活・国民経済の安定のために継続して行う業務 <p>【例】配水場の運転管理業務、ポンプ場の運転管理業務、火葬の業務など</p>
		優先継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ・A市新型インフルエンザ等対策行動計画で市が取り組むこととされている業務以外で、市民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響があるため縮小、中断が困難な業務 <p>【例】災害対策・危機管理業務、道路・河川等の管理、保健・福祉サービスの提供など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の機能維持に必要な業務 <p>【例】人事管理、予算執行、情報システムの維持など</p>
		縮小もしくは休止・中断する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・優先継続業務には該当しないが、県内感染期も完全に中断することはできず、業務内容を縮小しつつ継続する業務 <p>【例】許認可申請の受理・審査業務（緊急性の高いものは除く）、各種相談業務など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行が収まるまで中断することが可能な業務 <p>【例】定例の調査・報告、定例の監視指導、計画策定、施策の立案など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を防止する観点から、積極的に中止・延期することが望ましい業務 <p>【例】イベントなど不特定多数が集まる機会を提供する業務、講習会、研修会の開催、会議の開催</p>

発生段階		前段階	第1段階	第2段階	第3段階			第4段階
		未発生期	海外発生期	国内発生期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期
市職員の出勤率		100%	100%	100%	100～61%	60%	100～61%	100%
発生時優先業務	新型インフルエンザ対応業務							
	国民生活・国民経済安定業務							
優先継続業務								
その他の業務 (縮小/中止・延期)								

図 3-1-1 発生段階別事業継続のイメージ

【参考例 B市】

表 3-1-5 業務の選定基準

業務区分		選定基準
新型インフルエンザ等対応業務		・新型インフルエンザ等感染症の発生により新たに発生する業務。
通常業務	最優先継続業務	・1日でも停止することが許容できない業務。 ・多くの職員がり患または濃厚接触者となり勤務が困難な場合でも、主担当以外の者（他課職員、退職者等）により行わなければならない業務を想定。
	継続業務①	・2週間程度は業務の停止が許容できる業務。 ・業務の主担当がり患または濃厚接触者となり勤務が困難な場合、主担当の特別休暇期間中は業務を停止し、主担当復帰後に再開する業務を想定
	継続業務②	・長期的（2～3ヶ月）に業務の停止が許容できる業務。 ・まん延防止等重点措置期間中は業務を縮小し、緊急事態宣言期間中は業務を停止することを想定。
	その他業務	・通常行う業務のうち、最優先業務・継続業務①・継続業務②以外の業務。 ・まん延防止等重点措置期間中及び緊急事態宣言期間中（3～5ヶ月）は業務を停止することを想定。

表 3-1-6 発生段階別業務イメージ

業務区分	発生段階					
	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内まん延期	県内感染期	小康期
新型インフルエンザ等対応業務	準備	準備	実行	実行	実行	実行
通常業務	最優先業務	実行	実行	実行	実行	実行
	継続業務①*	実行	実行	実行	実行	実行
	継続業務②	実行	実行	実行	縮小	停止
	その他業務	実行	実行	実行	停止	実行

※継続業務①は全期間で実行としているが、国内発生期～県内・市内まん延期において、担当者の勤務が困難な場合、業務が2週間中断する可能性がある

3-2. 人員計画

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に B C P が有効に機能するためには、個々の職員や事業者名が特定される詳細な形式により人員計画を策定しておくことが必要である。「3-1. 発生時優先業務の選定」で整理した業務に関して必要となる人員を整理する。

(1) 勤務体制

下水道課の通常勤務体制は、定刻に全員が庁舎に出勤、関係機関や検査現場等への外出を行っている。しかし、新型インフルエンザ等が発生した場合、感染リスクを小さくする、感染拡大の防止を目的として人ととの接触を避けることが求められる。したがって、自宅待機のほか、交代勤務、自宅や自宅近くの出先機関等で勤務（テレワーク）することが、業務継続のための有効な手段となる。

地震や水害のような災害時とは異なり、新型インフルエンザ等が発生している時期は下水道施設・設備への被害はなく、人的被害のみであると想定されるため、社会インフラとして、通常どおりの機能を維持する必要がある。下水道課の業務は、最も感染が拡大している都内感染期において、新規の計画や登録・審査等の業務は縮小するが、維持管理や会計関連業務は通常どおり継続して行う。瑞穂町では、新型コロナウイルス感染症発生時の実績から、グループ分けによる執務スペースの交代制を実施する。下水道課の各発生段階における勤務体制として、表 3-2-1 のとおりとする。

表 3-2-1 勤務体制

海外発生期	国内発生期	都内発生早期	都内感染期	小康期
通常勤務	通常勤務	通常勤務	交代勤務と 自宅待機の併用	通常勤務

※緊急事態宣言が発令されている場合は、都内感染期を基準とし、速やかに体制の再検討を行う。

なお、交代勤務を行う場合には、責任者の内いずれか 1 名は、必ず勤務することとし、交代勤務の班編成は都度検討する。

また、テレワークを行う場合には、勤怠管理について留意する必要がある。人事制度の参考として、次頁以降に「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成 26 年 3 月 31 日）」の参考資料の抜粋を添付する。

「現行制度下でのテレワーク実施に関する考え方（指針）」抜粋

III 人事制度上の留意点

1 職務遂行体制の管理（職務専念義務の確保等）

国家公務員法

（職務に専念する義務）

第 101 条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（以下略）

テレワークを行う際に、人事管理運営上効率的な職務遂行体制を確保するためには、勤務時間中において、管理者が実施職種や職務内容等のテレワークの態様に応じて適宜職員の職務遂行状態を把握し、適切に職務命令を発することができる状態にあることが必要である。また、テレワークを行う職員及び他の職員が円滑に職務を遂行するためには、業務の必要に応じて随時相互に連絡をとり合うことができる体制が整備されていることが望ましい。

このため、管理者はテレワークを行う職員に対して、テレワークを行う日の業務遂行場所を予め指定するとともに、その日に行うべき業務の内容を予め指定する。また、管理者はテレワークを行う職員と管理者等との通常又は緊急時における連絡手段を予め指定し、連絡することが考えられる。

2 勤務時間管理

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

（1週間の勤務時間）

第5条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり 38 時間 45 分とする。（以下略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第6条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。（括弧書き及びただし書き略）

2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。（以下略）

①勤務時間管理の方法等

【出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成 26 年 3 月 31 日 P.33】

ア) テレワークを行う際にも、勤務時間管理を適切に行う必要があり、勤務時間の管理に当たっては、次の例を参考に適切に処理する。

＜例＞

- ・職員は、原則として、始業時・終業時に管理者等に連絡し、その旨を申告する。
- ・管理者等は、職員が、IT機器を利用してテレワークを行う場合には、その勤務時間の把握について、職員の申告も活用しつつ、IT機器の稼働時間の記録などにより勤務時間を把握するよう努める。

イ) 管理者等は、職員にテレワークによる業務遂行を命ずる場合には、その職員の業務量が過重となることのないよう配慮するとともに、職員の職務の進捗状況等を的確に把握し、超過勤務を命ずる必要がある場合には、適切な超過勤務命令を行う。また、職員は、正規の勤務時間を超えて業務を処理する必要がある場合には、その旨管理者等に連絡し、管理者等の適切な指示を受ける。

② 出勤簿の取扱い

出勤簿の取扱いについては、出張時における処理と同様、テレワークによる勤務が行われることを明示する。

3 安全衛生管理

人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持)

(健康安全教育)

第13条 各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認められるときは、当該職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行わなければならない。

テレワークの場合についても、職員に対し、健康の保持増進又は安全確保のための教育・指導等に配慮する必要がある。

4 公務災害

国家公務員災害補償法

(この法律の目的及び効力)

第1条 この法律は、国家公務員法第2条に規定する一般職に属する職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。(以下略)

人事院規則 16-0 (職員の災害補償)

(公務上の災害の範囲)

第2条 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに別表1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第3条 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、傷害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病

二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病
(以下略)

① 公務災害又は通勤災害の適用について

テレワークの場合であっても、公務に起因すると認められる災害については、公務災害補償が適用される。

また、通勤災害については、勤務官署に相当する場所（サテライト型のテレワークの場合）と自宅の往復については、通常の通勤（出退勤）行為と同様に取り扱うことが妥当であり、当該通勤途上又は当該通勤に起因すると認められる災害については、通勤災害補償が適用される。

② 公務災害又は通勤災害の認定について

テレワークの場合、「公務」・「公務に伴う通勤」と「私的な生活（行動）」とが、その具体的な様のみならず時間的観点からも、必ずしも明確に区分されるとは限らず、したがって公務に起因する災害又は通勤による災害であるかどうかの事実認定が明確でないケースが多くなると考えられる。

そのため、通常の勤務官署以外の場所での勤務時間や通勤時間などの管理の方法や実態把握の方法などにより、「公務」・「公務に伴う通勤」と「私的な生活（行動）」とを明確に区分して判断する必要がある。

5 給与（調整手当）

所属する官署の所在地とテレワークを実施する場所が異なる場合についても、所属する官署の所在地に適用される支給区分に従って支給することとなる。

6 給与（通勤手当）

月のうち数日間サテライトオフィスで勤務を行い、残りの期間は所属す

る官署に勤務する場合、サテライトオフィスでの勤務は所属する官署の業務を行うものであり、当該オフィスについて勤務官署とみなし、それぞれの官署への通勤について手当を支給することとなる。

また、在宅勤務と所属する官署での勤務が両方とも常態として命じられている場合には、自宅から所属する官署への通勤について手当を支給することとなる。

【出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成26年3月31日 P.36】

(2) 通勤方法

通勤時における感染リスクを低減するため、公共交通機関以外の自家用車・自転車・徒歩等による出勤（以下、「代替通勤手段」という。）、時差出勤について検討を行う。

下水道B C P（感染症対策編）においては、発生段階の都内感染期の時点で、希望者のみが時差出勤できるとし、その他発生段階においては通常通勤とする。各発生段階における通勤方法の全体方針として、表 3-2-2 に整理した。

表 3-2-2 通勤方法の全体方針

海外発生期	国内発生期	都内発生早期	都内感染期	小康期
通常通勤	通常通勤	通常通勤	時差出勤 (希望者のみ)	通常通勤

(3) 人員体制

下水道B C P（地震・水害編）では復旧時間の目標等を設定しているが、新型インフルエンザ等の場合には、被害が長期間にわたり、不確実性が高い一方で、発生段階に応じた対策がなされることから、同様の目標を設定することは難しい。このため、発生段階ごとに、発生時継続業務の実施目標を設定し、それを達成できる人員体制を整備することが望ましい。

テレワークの実施、交代勤務を取り入れることにより、庁舎への出勤率を抑え、実際に下水道課の業務に従事する人数を増やすことも可能であるが、他部局からの応援要請も想定されることから全体の出勤率に対し、下水道課の業務に従事できる人員が減少することも考えられる。

したがって、人員体制は1日あたり下水道課の業務のみに従事する必要な人員の出勤率として整理した。なお、都内感染期において、出勤率を60%未満とする必要が出た場合は、優先業務を参考に、人員体制を都度検討する。

表 3-2-3 出勤率

海外発生期	国内発生期	都内発生早期	都内感染期	小康期
100%	100%	100%	60%	100%

※緊急事態宣言が発令されている場合は、都内感染期を基準とし、速やかに体制の再検討を行う。

(4) 感染症まん延時の自然災害対応

下水道B C P（地震・水害編）では被災時の優先業務における対応時間の算定を行っているが、新型インフルエンザ等の感染症発生時にも自然災害の発生は考えられる。そこで、最も出勤率が下がる都内感染期に被災した状況を想定し、不足する人数を算出した。

結果として、想定される必要人員に対して、収集できる人員が限られるため、業務遅延による影響が大きくなる可能性が高い。

ただし、人員確保のため支援要請を行う場合、支援者の感染状況の確認（検査）や感染防止措置などを徹底する必要がある。

表 3-2-4 優先業務における対応時間の算定表（都内感染期）

優先実施業務名	業務量 (km)	原単位 (km/班・日)	必要巡回班数 (班)	班編成 (人/班)	必要人員 (人)	発災後の経過時間														許容中断時間	現状で対応可能な時間	対応の目標時間	述べ必要人員	現状確保できる人員	備考					
						3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日								
						都市計画班人員	4	6	6	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9									
緊急点検	34.7	33	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12時間	3時間	3時間	4	4			
緊急調査	重要な幹線	46.1	33	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12時間	12時間	12時間	4	4			
	その他の管きよ	177.2			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	7日	6日	7日	12	12		
一次調査	重要な幹線	46.1	9	20	6	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	14日	5日	5日	24	24		
	その他の管きよ	177.2			80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	14日	14日	14日	80	80		
作業人数計(管路施設)						4	0	4	2	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	124	124	124				
II. ポンプ場施設																														
緊急点検					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3時間	3時間	3時間	2	2			
緊急調査					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6時間	6時間	6時間	2	2			
緊急措置					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12時間	12時間	12時間	2	2			
一次調査					24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	14日	13日	14日	24	24			
作業人数計(ポンプ場施設)						2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30	30	30				
III. ポンプ機能停止時の対応																														
広報					2	14	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3時間	3時間	3時間	14	14	2×7 1週間		
関連行政部局等の調整					2	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3時間	3時間	3時間	6	6	2×3 3日間		
作業人数計(ポンプ機能停止時の対応)						4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	20	20					
都内感染期における参集可能人数						4	6	6	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	合計140人							
作業人数合計(ポンプ機能あり)						6	2	6	2	12	12	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10	8	154							
不足人数(ポンプ機能あり)						2	0	0	0	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	0	合計不足人数24人							
作業人数合計(ポンプ機能なし)						10	6	10	6	16	16	14	14	14	12	10	10	10	10	10	10	8	174							
不足人数(ポンプ機能なし)						6	0	4	0	7	7	5	5	5	3	1	1	1	1	1	1	0	合計不足人数48人							

凡例

影響の度合い	影響の内容
V	業務遅延により影響は甚大に発生する。
IV	業務遅延による影響は相当発生する。
III	業務遅延による影響は発生する。
II	業務遅延による影響は若干発生する。
I	業務による遅延が僅かにとどまる

第4章 感染防止対策計画

4-1. 職場内感染対策

(1) 職員の日常的な健康管理の徹底

新型インフルエンザへの感染を予防するため、通常から職員は、次のとおり自己管理を徹底する。

- ① 混み合った場所、換気の悪い室内では、マスクを着用する。
- ② 石けんや消毒液を用いた手洗い、うがいを徹底する。
- ③ 咳・くしゃみが出る場合は、必ずマスクをするか、ない場合はティッシュ等で口を覆う。
- ④ 十分な睡眠をとり、バランスのよい食事を心掛ける。

(2) 職場における感染防止対策

新型インフルエンザ流行時（都内感染期）には、職場において、次の感染防止策を行う。

- ① 室内を適度な温度・湿度に保つ。
- ② 人との接触の機会を減らすために、原則として会議・研修会等を中止する。インフルエンザ対応業務等でやむを得ず会議等を行う場合においては、出席者の健康状況を確認し、マスクを着用の上、できるだけ対人距離を確保して行う。
- ③ 発生時優先業務以外の出張を伴う業務は、原則として中止し、可能な限り電話、ファックス、電子メール等により代替して行う。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用する。
- ④ 通勤時における感染リスクを低減させるため、時差出勤制度を活用し、出勤時間帯を分散させる。
- ⑤ 下水の付着した衣服および器具等については、洗浄、消毒等適切に処置する。
- ⑥ 工具などのうち個人が占有することが可能な器具については、共有を避け、共有する器具については頻繁に消毒する。

(3) 特定接種の実施

国の示した特定接種の具体的運用に従い、新型インフルエンザ対策を実施する職員に対する接種を行う。

特定接種の対象となる職員に対しては、あらかじめ予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成しておき、また、特定接種の実施の有無にかかわらず新型インフルエンザ等の発生時から終息までの間、本計画中に記載する、新型インフルエンザ対応業務、国民生活・国民経済安定業務を継続的に実施するよう努める。

4-2. 発症者への対応

(1) 職員が新型インフルエンザに感染した場合

① 発熱、咳、のどの痛み等新型インフルエンザ様の症状がある場合は、出勤せず、所属長に連絡する。発生段階により以下の対応をとる。

(a) 都内発生早期

居住地の保健所に連絡し、受診について指示を受ける。

(b) 都内感染期以降

かかりつけ医等（病院・診療所）などに連絡した後、受診する。

② 医療機関において、新型インフルエンザの診断を受けた場合は、発生段階により、以下の対応をとる。

(a) 都内発生早期

感染症法により入院勧告がされるため、保健所の指示に従う。

(b) 都内感染期以降

軽症の場合は、知事が示した外出自粛の期間は出勤せずに自宅で療養する。

重度の場合は、医師の指示により入院等適切な医療を受ける。

(2) 職員の家族が新型インフルエンザに感染した場合

① 家族が感染した旨を所属長に報告するとともに、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染防止に努める。なお、職員自身にインフルエンザ様の症状が出た場合は、「(1) 職員が新型インフルエンザに感染した場合」に準じる対応を行う。

※都内発生早期については、保健所に連絡した後、その指示に従う。

第5章 訓練・維持改善計画

5-1. 教育・訓練

下水道BCP（感染症対策編）の実務責任者は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応を周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。訓練を行う場合には、欠勤率が高まった場合を想定し、一定割合の欠勤者を指定したうえで、役割分担の確認実地訓練を実施することにより、課題分析を行うことが望ましい。

下水道BCP（感染症対策編）の発生時継続業務は特定の職員だけ従事するのではなく、下水道課の全職員が従事し、欠勤者を指定しての訓練がし難いことから、発生期に向けた準備の一環として、発生時の対応を職員に理解させ、役割分担を確認する。

5-2. 点検・改善

下水道BCP（感染症対策編）は、組織変更による異動情報等、随時更新することはもちろん、その実効性を維持・向上させる観点から、以下のような場合には必要に応じて既存計画の見直しを検討することが必要である。

- ・新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合
- ・新型インフルエンザに関する国や関係機関の方針が変更された場合
- ・教育・訓練により課題が明らかになった場合

表 5.2.1 下水道BCP（感染症対策編）の定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署
人事異動による策定体制・運用体制、組織体制の変更	毎年4月	下水道課
人事異動による職員リストの変更	毎年4月	下水道課
関係先の連絡先等の見直し	随時	下水道課
優先業務の見直し	随時	下水道課
人員計画の見直し	随時	下水道課
必要物資・サービスの見直し	随時	下水道課
感染対策の見直し	随時	下水道課
上位計画の変更によるBCPの改定	随時	下水道課

下水道BCP（感染症対策編）の点検・更新を行った際には、職員および重要関係先に周知を行う。

第6章 計画策定の根拠とした調査・分析・検討の整理

下水道B C P（感染症対策編）は、「2-1. 被害想定」に示す被害を想定し、現況の下水道課の設備、体制から新型インフルエンザが発生した場合の行動を整理した。新型インフルエンザの感染防止の観点から、より非接触で業務を実行できる体制が構築できることが望ましい。表 6-1-1 に今後検討すべき事項について整理する。

表 6-1-1 今後の検討すべき事項

検討すべき事項	導入効果
全庁的な事前対策の調整	町としての事前対策方針を定めることで、下水道課としての対応範囲が縮小できる
テレワーク設備の導入	在宅でできる業務が拡大する
W e b 会議システムの導入	関係各社と遠隔での協議が可能になる
中継ポンプ場の無人化	維持管理業務の人員削減、現地に行くことによる感染リスクを小さくする
マンホールポンプの集中監視システムの高度化	遠隔で状態を監視し、維持管理業務の人員の削減、現地に行くことによる感染リスクを小さくする
下水道台帳のW e b 公開	窓口対応業務の縮小